

中国知財実務における生成AIの利用と法的変革: 2025-2030年の展望と実務対応に関する包括的調査報告書

Gemini 3 pro

1. 序論: 中国における「AI×知財」のパラダイムシフト

中国における知的財産権(IP)実務は、生成AI(Generative AI)技術の急速な社会実装と、それを規律・促進しようとする国家戦略の交差点において、歴史的な転換期を迎えており、2023年から2025年にかけての動向は、単なるツールの導入というレベルを超え、特許審査基準の根本的な改定、著作権概念の司法的な再定義、そして司法インフラ自体のAI化という、法制度の根幹に関わる構造変化を引き起こしている。

本報告書は、中国国家知識産権局(CNIPA)、最高人民法院、および主要な法律事務所における最新の実務動向を網羅的に調査し、生成AIが中国の知財ランドスケープをどのように再構築しつつあるかを詳述するものである。特に、2024年末から2025年にかけて相次いで発表された「法信(FaXin)」大規模モデルの導入や、北京インターネット法院およびアモイ海事法院による一連の画期的な判決は、中国が目指す「AI法治」の方向性を明確に示している。これらは、AI技術を産業競争力の源泉として保護・育成する一方で、AIがもたらす法的リスク(ハルシネーション、権利侵害、倫理的問題)を厳格に管理しようとする二面性を持っている。

本稿では、特許、著作権、司法制度、そして法律事務所の実務という四つの主要な領域に焦点を当て、それぞれの領域における法改正、司法判断、実務運用の詳細を徹底的に分析する。これにより、中国市場で活動する企業や知財専門家が直面するリスクと機会を浮き彫りにし、2030年に向けた中国知財実務の未来像を展望する。

2. 中国特許制度における生成AIの取り扱い: 審査基準の進化と実務的対応

中国国家知識産権局(CNIPA)は、AI技術の特許保護に関して世界でも最も先進的かつ詳細なガイドラインを整備しつつある。特に2024年から2026年にかけて施行される一連の審査基準改定は、AI関連発明の「特許適格性(Eligibility)」と「進歩性(Inventive Step)」の判断枠組みを大きく変容させている¹。

2.1 AI関連発明の分類と特許適格性の判断

CNIPAが公表した「AI関連発明の特許出願に関するガイドライン(試行)」および関連する審査基準

の改定において、最も実務的に重要な点は、AI関連発明をその性質に基づいて明確に分類し、それぞれの保護要件を具体化したことにある。これは、出願人が自身の技術をどのカテゴリーとして構成すべきかという戦略立案において決定的な意味を持つ³。

CNIPAはAI関連発明を主に以下の四つのカテゴリーに分類して取り扱っている。

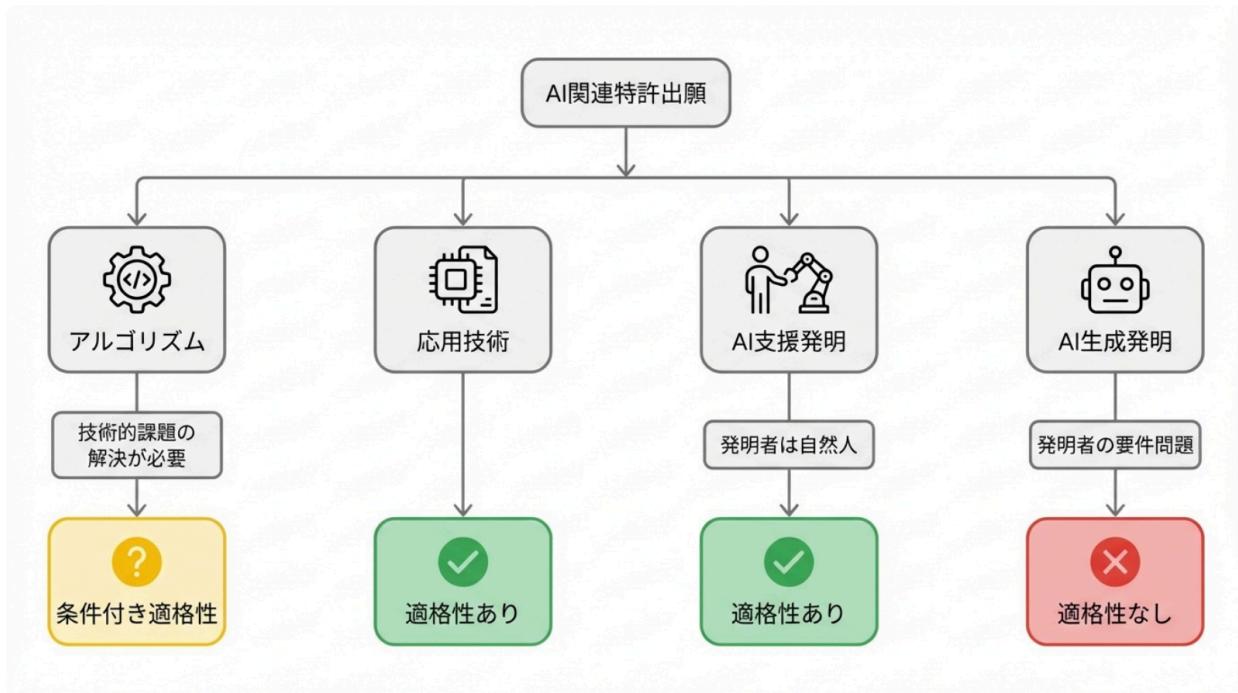
第一に、**「AIアルゴリズムまたはモデル自体」**に関する発明である。これには、ディープラーニングのアーキテクチャ、損失関数の設計、最適化アルゴリズムなどの数学的・数理的な革新が含まれる。中国特許法第25条は「知的活動の規則及び方法」を特許の対象外としているため、抽象的なアルゴリズムそのものは原則として特許適格性を有さない。しかし、CNIPAの新しい審査運用では、そのアルゴリズムが「特定の技術的課題」を解決するために「技術的手段」として構成され、具体的な「技術的効果」を生み出す場合には、特許適格性が認められるとしている。実務上は、数式や論理構造を記述するだけでなく、それがハードウェアリソース(プロセッサ、メモリ、データ転送など)とどのように相互作用し、従来の計算処理と比較してどのような物理的・技術的な優位性(処理速度の向上、リソース消費の削減など)をもたらすかを明細書に詳細に記載することが求められる¹。

第二に、**「AIアルゴリズムまたはモデルに基づく機能・分野別応用」**である。これはAIを画像認識、自然言語処理、自動運転、創薬などの具体的応用分野に適用する発明を指す。このカテゴリーは最も特許化が容易であり、中国においても強力に保護される傾向にある。重要なのは、AIの適用が単なる「汎用的な適用」にとどまらず、その応用分野特有の課題(例:医療画像におけるノイズ除去、自動運転における悪天候下の認識精度向上)を解決するために、モデルの入力データ、構造、出力処理にどのような具体的な調整が加えられたかを示すことである⁴。

第三に、**「AI支援発明(AI-Assisted Inventions)」**である。これは人間が主体となり、AIをツールとして利用して完成させた発明(例:AIを用いて探索された新規化合物や材料)を指す。CNIPAはこの類型の発明について、人間が実質的な「発明の完成」に関与している限り、問題なく特許権を付与する方針をとっている。ここでの争点はAIの利用の有無ではなく、得られた成果物が既存技術と比較して進歩性を有するかどうかに集約される³。

第四に、**「AI生成発明(AI-Generated Inventions)」**である。これは人間の実質的な関与なしにAIが自律的に生成した発明を指す。中国特許法およびCNIPAのガイドラインは、発明者を「自然人」に限定する立場を堅持しており、AIシステム自体を発明者として記載することは認められていない。これは米国のDABUS判決や欧州特許庁(EPO)、日本特許庁(JPO)の立場とも一致する国際的な潮流であるが、中国においても「民事主体」としての能力を持たないAIには権利能力がないという民法上の原則に基づき、AIを発明者とする出願は方式審査段階で拒絶される可能性が高い²。

CNIPAガイドラインに基づくAI関連発明の分類と特許適格性



CNIPAのガイドラインでは、AI関連発明を4つに分類している。特に「AI生成発明」においてAIを発明者とすることは認められず（赤色）、アルゴリズム自体も技術的特徴と結びつかない場合は拒絶される（黄色）。一方、AI支援発明や具体的な応用技術は積極的に保護される（緑色）。

2.2 進歩性判断の厳格化：アルゴリズムと技術的特徴の「機能的相互作用」

2025年の審査ガイドライン改定案および2026年施行予定の規定において、実務上最も注意を要するのが「進歩性 (Inventive Step)」の判断基準の精緻化である。従来、審査実務においてアルゴリズムの特徴は「技術的特徴ではない」として、進歩性の評価対象から切り離される傾向があったが、改定ガイドラインでは「ホリスティック(全体的)な評価」アプローチが明文化された⁶。

この新しいアプローチにおいて、アルゴリズムの特徴が進歩性に寄与するためには、それが技術的特徴と**「機能的に相互作用 (functionally support and interact)」**していることが必須要件となる。単なるデータの置き換えや、汎用的なアルゴリズムの適用だけでは、進歩性は否定される。ガイドラインには具体的な事例として「事例18」と「事例19」が追加されており、これらは実務上の重要な指針となる⁶。

事例18(船舶の数量カウント方法)は、進歩性が否定される典型例である。この事例では、既存の技術(果物をカウントするためのディープラーニングモデル)を、単に「船舶」をカウントするために転用している。入力データが果物画像から船舶画像に変わっただけであり、ディープラーニングのプロセス、ネットワーク構造、トレーニング方法、パラメータには何ら技術的な変更が加えられていない。CNIPAはこれを「単なる適用対象の変更」とみなし、アルゴリズムと技術的特徴の間に新たな機

能的相互作用が生じていないため、進歩性を欠くと判断する。これは、AIの「ブラックボックス」をそのまま別用途に使うだけのビジネスモデル特許を抑制する意図があると考えられる。

対照的に、**事例19(スクラップ鋼材のグレーディング方法)**は、進歩性が肯定される例である。ここでは、スクラップ鋼材という「不規則で重なり合う複雑な物体」を認識精度高く分類するために、ニューラルネットワークの畳み込み層やプーリング層の構成、重み付けパラメータに具体的な調整が加えられている。この場合、アルゴリズムの変更は「認識精度の向上」という技術的課題の解決に直接寄与しており、技術的特徴(画像処理ハードウェアやプロセス)と機能的に相互作用していると認められる。結果として、全体としての技術的解決策が進歩性を有すると判断される。

この対比から得られる実務的示唆は明確である。中国でAI特許を取得するためには、明細書において「何に使うか(用途)」だけでなく、「その用途のためにAIモデル自体をどのように技術的に改良したか」を具体的に記述する必要がある。単に「公知のCNNを用いた」という記載ではなく、「対象物の特異性に対応するために、CNNの第3層のフィルタサイズを調整し、特定の特徴量抽出を強化した」といったレベルの技術的開示が求められるのである。

2.3 明細書の記載要件と開示の十分性

AI技術、とりわけディープラーニング技術は、その推論過程が人間には解釈困難な「ブラックボックス」となりやすいため、特許法が求める「実施可能要件(Enablement Requirement)」および「開示の十分性」を満たすことが困難な場合が多い。CNIPAはこの点についても厳格な姿勢を示しており、日本特許庁(JPO)との比較研究を通じても、その要求水準の高さが確認されている¹。

CNIPAのガイドラインでは、当業者がその発明を再現できるように、明細書において以下の要素を明確かつ完全に開示することを求めている：

1. データセットの特徴：モデルの学習に使用したデータの種類、収集方法、前処理(タグ付け、正規化、ノイズ除去など)の具体的な手順。データに偏りや特殊性がある場合、それがモデルの性能にどう影響するかも含めて記述することが望ましい。
2. アルゴリズムの選択と構造：使用したモデルの具体的なアーキテクチャ(層の数、各層の機能、結合関係など)。単に「ニューラルネットワーク」と書くのではなく、具体的な構成図やフローチャートが必須である。
3. モデルの学習プロセス：損失関数の定義、最適化手法、学習率などのハイパーパラメータの設定、学習の終了条件など。
4. 技術的效果の実証：発明が解決しようとする課題に対して、当該AIモデルが実際にどのような性能(精度、速度、収束性など)を示したかを、比較実験データを用いて定量的に示すこと。

特に重要なのは、アルゴリズムのパラメータと技術的效果の因果関係の説明である。CNIPAは「なぜそのパラメータ設定で効果が出るのか」という理論的・技術的な裏付けを求める傾向にある。したがって、実験データによる実証(Working Example)の記載がない、あるいは不十分な場合、実施可能要件違反(特許法第26条第3項)として拒絶されるリスクが高まる。これは、AI特許の実務において、単なるアイデアの記述では不十分であり、相当程度の技術的検証(Proof of Concept)が完了していることが出願の前提条件となることを意味している。

3. 著作権法のパラダイムシフト: AI生成コンテンツ(AIGC)の保護と司法判断の変遷

中国の司法界は、AI生成コンテンツ(AIGC)の著作物性に関して、世界的に見ても極めて柔軟かつ積極的な解釈を展開している。2023年末から2025年にかけての主要な判決は、従来の「人間中心主義」的な著作権法の枠組みを維持しつつ、AIを利用した創作活動を法的に保護するための新たな論理を構築している。

3.1 北京インターネット法院による画期的な判決: Li v. Liu 事件

2023年11月27日、北京インターネット法院(Beijing Internet Court, BIC)は、AI生成画像の著作権に関する歴史的な判決を下した(李伊舟 対 劉元春 事件)。この判決は、画像生成AI「Stable Diffusion」を使用して作成された画像(タイトル:「春風がやさしい暖かさをもたらす」)に対し、ユーザー(原告)の著作権を認めたものである⁷。

この判決の核心は、裁判所がAIツールの利用を「カメラ」の利用になぞらえ、プロンプト入力やパラメータ調整といった人間の行為を「知的労働(Intellectual Achievement)」として評価した点にある。裁判所は、原告の行為が以下の要素を満たしていることから、画像には「独創性(Originality)」が認められると判断した:

- 複雑なプロンプトの設計: 原告は、画像の主題、画風、アングル、光の加減などを指定するために、150以上の具体的なプロンプト(肯定的プロンプトおよび否定的プロンプト)を入力していた。裁判所はこれを、画家の筆致や写真家の構図設定に相当する創作的行為とみなした。
- 反復的な調整と審美的選択: 原告は一度の生成で満足せず、パラメータを微調整しながら何度も生成を繰り返し、最終的に自身の審美的意図に合致する画像を選択した。この試行錯誤と選択のプロセス自体が、原告の「個性的な表現」を反映しているとされた。
- 人間中心の解釈: 裁判所は、AIモデル自体は著作権の主体(著作者)にはなり得ないという中国著作権法の原則を確認しつつ、AIをあくまで「ツール」として位置づけた。これにより、著作者を自然人に限定する現行法の枠組みの中で、AI生成物を保護する論理的整合性を保った。

この判決は、AI生成物を原則として保護対象外とする米国著作権局(USCO)の厳格な姿勢(例: Zarya of the Dawn事例やThaler v. Perlmutter判決)とは対照的であり、中国がAI産業の発展を後押しするために、知財保護のハードルを意図的に下げていることを示唆している¹²。

3.2 司法判断の揺り戻しと立証責任の厳格化

しかし、すべてのAI生成物が無条件に保護されるわけではない。Li v. Liu事件以降の判例、特に2024年から2025年にかけての判決では、著作権を主張する者に対する「立証責任」が強化されている傾向が見られる。

その顕著な例が、2025年9月の北京インターネット法院判決である。この事案では、原告がAI生成画像の著作権侵害を主張したが、裁判所は請求を棄却した。棄却の主な理由は、原告が「創造的な

「努力(Creative Effort)」の証拠を十分に提示できなかつたことがある¹⁴。裁判所は、「権利を主張する者が証拠を提出する(whoever asserts, whoever provides evidence)」という民事訴訟の原則をAI生成物にも厳格に適用し、単にAIで画像を出力したという事実だけでは独創性の証明には不十分であるとした。原告は、具体的なプロンプトの入力履歴、パラメータ設定の記録、生成過程における選択や修正の経緯(ログデータやスクリーンショットなど)を詳細に提出し、自身の知的関与を客観的に立証する義務を負うことが明確化された。

また、常熟市人民法院(**Changshu People's Court**)の「ハーフハート(Half-Heart)」事件(2025年3月判決)も重要な示唆を含んでいる。この事件では、Midjourneyを用いて生成された「半分のハート」の画像の著作権が争点となった。裁判所は、原告が多数のプロンプトを駆使して特定のイメージを生成したプロセスを認め、画像の著作権を肯定した。一方で、その画像に基づいて被告が作成した立体物(インスタレーション)については、画像から立体への翻案権侵害を認めつつも、立体物自体の独自性を考慮する複雑な判断を下している⁷。

これらの判例群から導き出される実務的指針は、AI生成物の権利化を目指す場合、「生成結果」だけでなく「生成プロセス」の全記録を保全することが不可欠であるということである。

3.3 著作権登録の実務と戦略

中国においては、著作権は創作時に自然発生するが、中国版権保護中心(CPCC)への登録は、権利行使の際の「一応の証拠(prima facie evidence)」として極めて強力な効力を持つ¹⁵。AI生成物についても登録申請は可能であるが、Li v. Liu判決以降、登録実務においても以下の点が重視されるようになっている。

第一に、創作性の疎明資料の充実である。申請時には、成果物だけでなく、使用したAIツール名、具体的なプロンプト、生成に至るまでの反復工程を示す資料(ドラフト画像や調整履歴)の提出が推奨される。これにより、審査官に対して「機械的な出力」ではなく「人間の創造的意図の反映」であることを説得できる。

第二に、権利帰属の確認である。登録時には、使用したAIプラットフォームの利用規約(Terms of Service)において、生成物の権利がユーザーに帰属することが明記されているかを確認する必要がある。MidjourneyやStable Diffusionなどの主要ツールは一般にユーザーへの権利譲渡を認めていくが、一部のツールではプラットフォーム側が権利を留保する場合があり、その場合は登録申請において障害となる可能性がある⁷。

中米比較：AI生成コンテンツ（AIGC）の著作権保護基準

比較項目	● 中国のアプローチ	● 米国のアプローチ
著作者の定義	<p>「知的成果」要件 自然人にのみ著作権を付与。AIモデルの設計者ではなく、プロンプト入力等の選択・配列を行った利用者が著作者とみなされる（北京インターネット法院）。</p>	<p>「人間による著述」要件 AIが自律的に生成した部分は保護対象外。人間の関与が「軽微（de minimis）」を超える必要があり、純粹なAI生成物の登録は拒否される傾向にある。</p>
プロンプトの役割	<p>「知的労働」と認定 プロンプトの選択、配列、パラメータ設定、反復的な修正は、作者の個性的な表現を反映した「独自の選択」として独創性を構成する。</p>	<p>制御手段として不十分 プロンプトは「アイデアの記述」に過ぎず、結果を直接制御するものではないと解釈される。単なるプロンプト入力では著作者と認められにくい。</p>
主要判例・事例	<ul style="list-style-type: none"> Li v. Liu 事件 (2023): 北京インターネット法院がAI生成画像に著作権を認定。 常熟市人民法院 (2025): プロンプト調整を評価し、AI画像の保護を再確認。 	<ul style="list-style-type: none"> Zarya of the Dawn (2023): AI生成画像の登録拒否。 Thaler v. Perlmutter (2023): 人間の著述性を欠くため保護否定。 A Single Piece of American Cheese (2025): 手動インペインティングによる大幅修正部分のみ保護。
立証責任	<p>厳格な証拠提示義務 「主張する者が証拠を出す」原則。創意的思考、入力プロンプト、修正プロセスの詳細な提示が必要。ログの保存が強く推奨される。</p>	<p>開示義務と分離 登録申請時にAI使用の開示が必須。AI生成部分と人間による創作部分を明確に区別し、人間以外の生成部分を除外する必要がある。</p>

中国（北京インターネット法院）は、プロンプトエンジニアリングを「知的労働」と認め、AI生成物に著作権を付与する傾向にある。一方、米国（USCO）は「人間による著述」を厳格に解釈し、AI生成部分の保護を拒否している。ただし、中国でも立証責任は厳格化している。

Data sources: [China IP Law Update \(Changshu Ruling\)](#), [Quinn Emanuel \(Comparison\)](#), [Wolters Kluwer \(Beijing Ruling\)](#), [China IP Law Update \(Burden of Proof\)](#), [Morgan Lewis \(Analysis\)](#).

4. 「スマートコート」と司法AI: 裁判業務の自動化と効率化の最前線

中国の司法システムは、AI技術の導入において世界で最も野心的かつ体系的なアプローチをとっている。最高人民法院が主導する「スマートコート(Smart Court)」構想は、2025年末までにすべての裁判所におけるAIツールの導入、そして2030年までの司法プロセスへの完全統合を目指し掲げており、その進捗は目覚ましいものがある¹⁶。これは単なる業務効率化にとどまらず、司法判断の質と均一性をAIによって担保しようとする国家的な試みである。

4.1 国家規模の法律AI基盤モデル「法信(FaXin)」

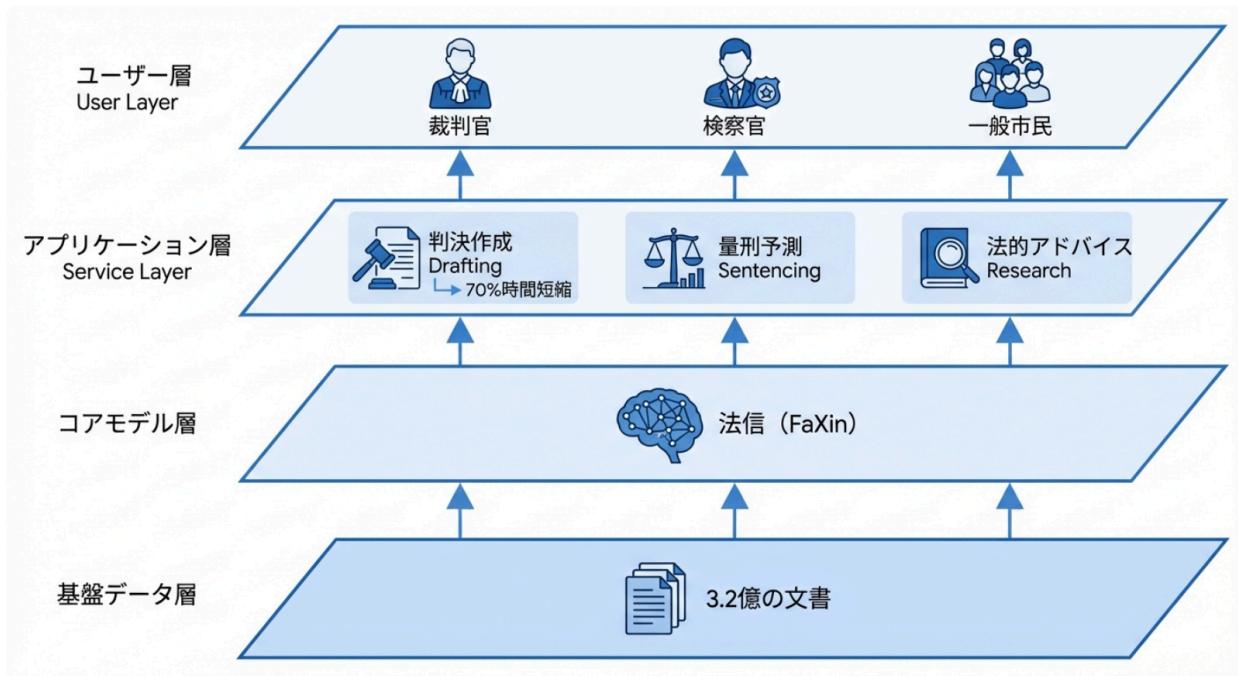
2024年11月、最高人民法院は、司法業務に特化した国家レベルの大規模言語モデル(LLM)である**「法信(FaXin)」**を正式に発表した¹⁶。このモデルは、中国の司法DXの中核をなすインフラとして位置づけられている。

「法信」の特筆すべき点は、その学習データの質と量である。このモデルは、3億2000万件に及ぶ法的文書、判決文、法令、司法解釈、学術論文など、合計3兆6700億文字(トークン)のデータセットで事前学習されている¹⁸。一般的なLLMとは異なり、このデータセットは司法専門家によってアノテーション(タグ付け・注釈)が行われており、法的推論の正確性と信頼性が担保されている。

「法信」は以下の高度な機能を提供し、裁判官の実務を根本から変えつつある：

1. 法的言語の理解と論理推論：複雑な法的事実関係を理解し、適用すべき法令や法理を導き出す。
2. 類似判例の検索と分析(類案検索)：膨大なデータベースから、担当事案に類似した過去の判例を瞬時に抽出し、その判決傾向を提示する。これにより、地域や裁判官による判断のばらつきを減らし、「同案同判(同じ事案には同じ判決を)」という司法の公平性を実現する強力なツールとなっている。
3. 文書作成支援：訴状、答弁書、そして判決書のドラフト作成を支援する。

中国「スマートコート」AIエコシステムの構造と機能



最高人民法院が推進する「スマートコート」は、3.67兆文字の法的データを学習した「法信（FaXin）」モデルを中心とする。これにより、裁判官の判決書作成（70%の時間短縮）、検察官の量刑推奨、一般市民への法的アドバイス提供が実現されている。

4.2 裁判実務における具体的な成果と運用

AIの導入効果は、具体的な数値として報告されている。例えば、海南省高級人民法院の導入事例では、AIによるドラフト支援機能を利用することで、判決書の作成時間が平均で70%短縮され、訴訟関連書類全体の作成時間は90%削減されたとの報告がある¹⁷。AIは、当事者の主張書面と証拠資料を読み込み、事実関係を整理した上で、標準的な判決フォーマットに従った草案を自動生成する。裁判官の役割は、ゼロからの起案ではなく、AIが作成した草案の法的妥当性をレビューし、修正することへとシフトしている。

また、刑事司法の分野では、検察官向けに**「小包公(Xiao Baogong)」などのインテリジェント量刑予測システムが導入されている。このシステムは、被告人の属性、犯罪事実、情状などの要素を入力すると、過去の膨大な量刑データに基づいて適切な刑期の範囲を推奨する。さらに、江蘇省高級人民法院のシステムには「量刑逸脱警告(Warning of sentence deviation)」**機能が搭載されており、裁判官が起案した量刑がAIの推奨範囲や過去の傾向から著しく乖離している場合、システムが自動的に警告を発し、再考や理由の明示を促す仕組みとなっている¹⁷。これは司法の恣意性を排除する効果が期待される一方で、裁判官がAIの推奨に過度に依存する「アルゴリズム・バイアス」のリスクも内包している。

4.3 AI利用の開示義務と透明性確保:アモイ海事法院の先駆的取り組み

司法におけるAI利用の拡大は、新たな手続き上の課題も生んでいる。特に、弁護士や当事者が生成AIを使用して作成した書面に、架空の判例や誤った法的根拠(ハルシネーション)が含まれるリスクが顕在化している。

この問題に対処するため、**アモイ海事法院(Xiamen Maritime Court)**は2025年、民事訴訟において画期的なガイドラインを制定した¹⁷。このガイドラインは、訴訟代理人(弁護士)や当事者に対し、訴訟活動において生成AIを使用した場合には、その事実を裁判所に完全に開示することを義務付けている。具体的には、どのAIツールを使用したか、どのような目的で使用したか(リサーチ、ドラフト作成など)を申告しなければならない。さらに、AI生成物に誤りがないか人間が検証したことを保証する責任も負わせている。

この「AI利用開示義務」は、ケイマン諸島や英国、米国の一
部の裁判所で見られる動きと連動しており、AI生成情報の信頼性を司法手続きの中でどのように担保するかという世界共通の課題に対する中国の回答である。今後、このアモイ海事法院のルールは、最高人民法院を通じて全国の裁判所に標準的な手続きとして拡大される可能性が高い。

5. 法律事務所と企業の知財実務におけるAIツール活用

中国の法律事務所や企業の知財部門においても、業務効率化のためにAIツールの導入が急速に進んでいる。しかし、その導入戦略は、中国特有のデータセキュリティ規制や、国産ツールと外資系ツールの競合環境によって独自の特徴を持っている。

5.1 主要なリーガルテックツールとその機能

中国のリーガルテック市場では、国産のAIプラットフォームが支配的な地位を占めている。これは、法務データの機密性と、越境データ移転に関する厳格な規制(中国サイバーセキュリティ法、個人情報保護法など)が背景にある。

1. Alpha (iCourt):
iCourtが提供する「Alpha」は、中国の法律事務所で最も広く利用されている統合管理プラットフォームである。2025年時点での最新版は、ビッグデータ分析と生成AIを融合させており、単なる判例検索にとどまらず、類似事案の勝訴率予測、裁判官の傾向分析(Judicial Analytics)、そして案件管理機能をワンストップで提供している²⁰。
2. PowerLaw (幂律智能):
北京を拠点とするPowerLawは、契約審査とリスク管理に特化したAIツールを提供している。同社のAIは、自然言語処理(NLP)と大規模言語モデル(LLM)を組み合わせることで、契約書内の法的リスクを数分以内に検出し、修正案を提示する機能を持つ。特に、中国の法令や商慣習に最適化されており、多くの中国企業や法律事務所で採用されている²⁰。
3. FaXiaotao (法小淘):
Wusong Technologyが開発した「FaXiaotao」は、一般市民や企業の法務担当者向けのAIチャットボットである。法的質問への回答や、事案の内容に基づいた最適な弁護士のマッチング

グ機能を提供しており、法的アクセスの向上に貢献している²⁰。

4. Baidu Ernie Bot (文心一言) & Tencent Hunyuan (混元):

中国のIT巨人であるBaidu(百度)やTencent(騰訊)が提供する汎用LLMも、法務分野での利用が進んでいる。特にBaiduの「Ernie Bot 4.0」は、ChatGPTに匹敵する性能を持つとされ、リーガルリサーチや文書作成の補助ツールとして利用されている。企業向けには、自社データを学習させることができるプライベートクラウド版(Baidu AI Cloud)が提供されており、データ漏洩リスクを懸念する法律事務所にとって重要な選択肢となっている²⁴。

5.2 大法律事務所の導入戦略とリスク管理

中国の大法律事務所は、AI活用において積極的かつ慎重なアプローチをとっている。

King & Wood Mallesons(金杜律師事務所)は、グローバルファームとしての強みを活かし、Microsoft Copilotなどの国際的ツールを導入しつつ、中国国内のデータ規制に対応した独自のAIソリューションを開発・運用している。特許訴訟や商標侵害案件において、AIを用いた証拠分析や侵害の予兆検知を行い、クライアントに付加価値を提供している。同事務所は、AIが生成したアウトプットに対する弁護士の監督責任(Human-in-the-loop)を厳格に定義し、品質管理を徹底している²⁸。

Zhong Lun Law Firm(中倫律師事務所)は、OpenAIのGPT-4をベースにした法律特化型生成AI「Harvey」などの最先端ツールの導入を検討・実施している。特にクロスボーダーM&Aや大規模なデューデリジェンスにおいて、膨大な文書のレビューと要約にAIを活用し、業務効率を劇的に向上させている。しかし、クライアントデータのセキュリティを最優先事項とし、パブリックなAIモデルへのデータ入力を禁止し、セキュアな環境下での運用を徹底している³⁰。

法律事務所における最大の課題は、**「ハルシネーション(幻覚)」と「データセキュリティ」**である。ケイマン諸島での事例のように、AIが架空の判例を捏造するリスクは中国の実務家にとっても深刻な懸念事項である。そのため、多くの事務所では、AIはあくまで「ドラフト作成」や「一次リサーチ」の補助ツールとして位置づけられ、最終的な成果物は必ず人間の弁護士が原典(法令や判決原文)に当たって裏付けを取ることが標準的な業務フローとなっている³²。

6. 生成AI規制とコンプライアンス: 知財実務への直接的影響

中国政府は、AI技術の発展を促進する一方で、AIが生成するコンテンツに対する厳格な管理体制を敷いている。これらの規制は、知財実務にも直接的な影響を及ぼしている。

6.1 生成AIサービス管理暫定弁法(2023年)と知財尊重義務

2023年8月に施行された「生成AIサービス管理暫定弁法」は、中国におけるAI規制の基本法である。この法律は、AIサービスプロバイダーに対し、**「知的財産権の尊重」**を明示的に求めている。具体的には、AIの学習データおよび生成物が第三者の知財を侵害しないように措置を講じる義務がある²⁵。実務上、これはAI開発企業に対するデューデリジェンスの重要性を高めており、学習データの適法性(著作権クリアランス)を確認することが、AI関連の投資やM&Aにおける必須のチェック項目と

なっている。

6.2 AI生成コンテンツの表示義務(2024-2025年)

2024年から2025年にかけて、中国サイバー空間管理局(CAC)は、AI生成コンテンツ(AIGC)の識別可能性を高めるための規制を強化している。2025年9月に完全施行される「AI生成・合成コンテンツの表示に関する弁法」は、以下の二つのラベル表示を義務付けている³⁴。

- 明示的ラベル: テキスト、画像、動画などのコンテンツ上に、ユーザーが視認できるマークやテキストで「AI生成」であることを表示する。
- 默示的ラベル(デジタル透かし): コンテンツのメタデータに、生成に使用したツール名、生成日時、プロバイダー情報などを埋め込む。

この規制は、知財侵害訴訟において重要な意味を持つ。将来的にAI生成物の権利侵害が争われた際、このメタデータ(默示的ラベル)が、当該コンテンツがAIによって生成されたものであるか否か、そして誰が生成したかを特定する決定的な証拠となるからである。企業は、自社が使用または提供するAIツールが、この表示義務技術標準に準拠しているかを確認するコンプライアンス対応が求められる。

7. 結論と2030年に向けた展望

本報告書の調査から明らかになったのは、中国において生成AIはもはや「実験的な技術」ではなく、知財実務の基盤(インフラ)そのものを変革しつつあるという事実である。

特許分野では、CNIPAのガイドライン改定により、AIアルゴリズムと技術的特徴を巧みに結合させた明細書作成が権利化の鍵となる。単なるAI利用ではなく、「AIの技術的改良」を主張する戦略への転換が必要である。

著作権分野では、Li v. Liu判決が示した「人間中心の独創性」という基準が定着しつつあるが、立証責任の厳格化により、創作プロセスの詳細な記録保持(ログ管理)が新たな実務スタンダードとなるだろう。

司法分野では、FaXinモデルによる裁判業務の自動化がさらに進み、2030年にはAIが司法判断の一次案を作成し、人間がそれを監督するという分業体制が確立されると予測される。これに伴い、訴訟手続きにおけるAI利用の透明性確保(開示義務)が全国的なルールとなることは確実である。

2025-2030年ロードマップ: 完全統合への道

- 2025年: 全裁判所へのAIツール導入完了、アモイ海事法院等の地方ルールによるAI利用開示の義務化。
- 2026年: 改定特許審査基準の完全施行。AI特許の審査品質と予見可能性の向上。
- 2027年: 「AI Plus」イニシアティブにより、主要産業の70%でAI活用が進展。知財紛争のAIによる自動調停システムの普及。
- 2030年: 司法プロセスへのAI完全統合。AIによる判決予測と量刑推奨が標準化し、人間は高

度な判断と倫理的監督に集中する「スマート司法エコシステム」の完成。

実務家は、この急速な変化を好機と捉え、AIツールを積極的に活用すると同時に、変化する規制環境への適応能力を高めていくことが不可欠である。

引用文献

1. REPORT 2023 JPO and CNIPA, 12月 27, 2025にアクセス、
https://english.cnipa.gov.cn/module/download/down.jsp?i_ID=188832&colID=3040
2. China | Amendments to Patent Examination Guidelines finalised, 12月 27, 2025にアクセス、
<https://www.spruson.com/china-amendments-to-patent-examination-guidelines-finalised/>
3. China Releases Guidelines for AI Related invention patent ..., 12月 27, 2025にアクセス、
<https://www.dlapiper.com/insights/publications/2025/02/china-releases-guideline-s-for-ai-related-invention-patent-applications>
4. Navigating AI patent applications in China - Hogan Lovells, 12月 27, 2025にアクセス、
<https://www.hoganlovells.com/en/publications/navigating-ai-patent-applications-in-china-key-insights-from-cnipas-new-examination-guidelines>
5. AI, Machine Learning & Big Data Laws and Regulations 2025 – China, 12月 27, 2025にアクセス、
<https://www.globallegalinsights.com/practice-areas/ai-machine-learning-and-big-data-laws-and-regulations/china/>
6. AI Inventiveness under China's Amended Patent Examination ..., 12月 27, 2025にアクセス、
<https://www.marks-clerk.com/insights/news/102lxu3-ai-inventiveness-under-china-s-amended-patent-examination-guidelines-insights-from-the-new-examples/>
7. Chinese Court Again Rules AI-Generated Images Are Eligible for ..., 12月 27, 2025にアクセス、
<https://www.chinaiplawupdate.com/2025/03/chinese-court-again-rules-there-is-copyright-in-ai-generated-images/>
8. Beijing Internet Court Grants Copyright to AI-Generated Image for ..., 12月 27, 2025にアクセス、
<https://legalblogs.wolterskluwer.com/copyright-blog/beijing-internet-court-grants-copyright-to-ai-generated-image-for-the-first-time/>
9. Recognising copyright of AI-generated works - Law.asia, 12月 27, 2025にアクセス、
<https://law.asia/copyright-ai-generated-works-china-judicial-ruling/>
10. Legal Insights from China Landmark AIGC Cases, 12月 27, 2025にアクセス、
<https://en.zhonglun.com/research/articles/54367.html>
11. Exploring the Chinese Courts' Approach to Generative AI and ..., 12月 27, 2025にアクセス、
<https://www.durhamasianlawjournal.com/post/generative-ai-with-chinese-characteristics-exploring-the-chinese-courts-approach-to-generative-ai>

12. Noted with Interest: Copyrightability of AI-Generated Content in ..., 12月 27, 2025にアクセス、
<https://www.quinnmanuel.com/the-firm/publications/noted-with-interest-copyrightability-of-ai-generated-content-in-china-and-the-us/>
13. Beijing Court Approves Copyright Protection for AI-Generated Images, 12月 27, 2025にアクセス、
<https://www.morganlewis.com/blogs/sourcingatmorganlewis/2024/01/beijing-court-approves-copyright-protection-for-ai-generated-images>
14. Beijing Internet Court Requires Evidence of Creative Effort to Claim ..., 12月 27, 2025にアクセス、
<https://www.chinaplawupdate.com/2025/09/beijing-internet-court-requires-evidence-of-creative-effort-to-claim-copyright-protection-in-ai-generated-images/>
15. Q&A: Why you should consider registering your copyright in China, 12月 27, 2025にアクセス、
<https://www.hoganlovells.com/en/publications/qa-why-you-should-consider-registering-your-copyright-in-china>
16. Weekly Global Legal Intelligence | September 21-28, 2025, 12月 27, 2025にアクセス、
<https://pkpandya.com/weekly-global-legal-intelligence-september-21-28-2025/>
17. China | AI deeply embedded in criminal justice system, 12月 27, 2025にアクセス、
<https://www.techandjustice.bsg.ox.ac.uk/research/china>
18. China unveils FaXin AI to boost legal efficiency - The Daily CPEC, 12月 27, 2025にアクセス、
<https://thedailycpec.com/china-unveils-faxin-ai-to-boost-legal-efficiency/>
19. China unveils AI model to facilitate judicial work, 12月 27, 2025にアクセス、
http://www.china.org.cn/china/2024-11/15/content_117549573.htm
20. 律师法律科技 - Legal Tech in China, 12月 27, 2025にアクセス、
<https://falvkeji.com/legal-tech>
21. iCourt(Alpha系统)_法律检索|律所管理软件_法律行业解决方案, 12月 27, 2025にアクセス、
<https://www.icourt.cc/>
22. In Depth: Legal Professionals See a Case for AI, but It's Not Ironclad, 12月 27, 2025にアクセス、
<https://www.caixinglobal.com/2025-08-29/in-depth-legal-professionals-see-a-case-for-ai-but-its-not-ironclad-102356904.html>
23. AI - the Future of Judicial Systems in Africa 2024 - Lawyers Hub, 12月 27, 2025にアクセス、
<https://www.lawyershub.org/Digital%20Resources/Reports/AI%20-%20the%20Future%20of%20Judicial%20Systems%20in%20Africa%202024.pdf>
24. On AI Chatbots in China's Public Legal Services Sector, 12月 27, 2025にアクセス、
https://yolt.org/sites/default/files/dai_26yalejtech527.pdf
25. Ernie Bot: Walking on tiptoe through the regulatory jungles, 12月 27, 2025にアクセス、
<https://lexing.network/ernie-bot-lia-generative-chinoise-se-fraie-un-chemin-dans-la-jungle-juridique/>
26. Baidu to Offer Ernie Chatbot For Free Amid DeepSeek Challenge, 12月 27, 2025に

アクセス、

<https://www.asiafinancial.com/baidu-to-offer-ernie-chatbot-for-free-amid-deep-seek-challenge>

27. Move Over LLaMA: Tencent's New Open LLM is Ready to Self-Host, 12月 27, 2025にアクセス、<https://sliplane.io/blog/move-over-llama-tencent-open-lm-self-host>
28. King & Wood Mallesons > Intellectual property: PRC firms > China, 12月 27, 2025にアクセス、
<https://www.legal500.com/rankings/ranking/c-china/intellectual-property-prc-firms/2953-king-wood-mallesons>
29. Generative AI for Lawyers - Microsoft, 12月 27, 2025にアクセス、
https://cdn-dynmedia-1.microsoft.com/is/content/microsoftcorp/microsoft/final/en-us/mcaps/dau/documents/fy25/mcaps-Generative_AI_for_Lawyers_whitepaper-Australia-and-New-Zealand.pdf
30. How will generative AI transform the legal landscape? - Law.asia, 12月 27, 2025にアクセス、<https://law.asia/generative-ai-for-legal-profession/>
31. 3 Areas of 'Friction' Between Law Firms and Generative AI - 2Civility, 12月 27, 2025にアクセス、
<https://www.2civility.org/areas-of-friction-between-law-firms-and-generative-ai-developers/>
32. Cayman Court issues warning on AI use in legal filings - Harneys, 12月 27, 2025にアクセス、
<https://www.harnleys.com/our-blogs/offshore-litigation/cayman-court-issues-warning-on-ai-use-in-legal-filings/>
33. Artificial Intelligence - Legal 500 Country Comparative Guides 2025, 12月 27, 2025にアクセス、
<https://www.legal500.com/guides/chapter/china-artificial-intelligence/?export-pdf>
34. All AI-generated online content must now be labelled under Chinese ..., 12月 27, 2025にアクセス、
<https://www.siliconrepublic.com/machines/all-ai-generated-online-content-must-now-be-labelled-under-chinese-law-wechat-weibo>
35. China released new measures for labelling AI-generated and ..., 12月 27, 2025にアクセス、
<https://www.technologyslegaledge.com/2025/03/china-released-new-measures-for-labelling-ai-generated-and-synthetic-content/>
36. China requires labeling of AI-generated online content, 12月 27, 2025にアクセス、
http://english.scio.gov.cn/pressroom/2025-03/17/content_117769570.html